

Q4	個人事業主で、住民票上の住所は長門市内ですが、開業している店舗は長門市外ですが対象となりますか。
A4	対象になりません。長門市内の店舗・事務所等に導入する場合は対象となります。

Q5	長門市内に店舗・事務所があるが、本社が市外の場合は対象となりますか。
A5	長門市内の店舗・事務所に導入するものであれば対象となります。

Q6	店舗と住宅が兼用となっていますが、対象となりますか。
A6	店舗部分と住宅部分が明確に分かれている場合は対象となる場合があります。 (現地確認をする場合が有ります。)

Q7	フランチャイズのコンビニも対象となりますか。
A7	長門市内の店舗に導入するものであれば対象となります。

Q8	これから飲食店を開店予定で、開店に向けて補助対象機器を購入予定です。補助金の対象となりますか。
A8	新たに設置する予定の店舗、事務所等に係る経費は補助の対象になりません。 申請日時点で開業（営業）している店舗が対象となります。

Q9	現在店舗を休業中ですが、補助金の対象となりますか。
A9	休業中の店舗等は補助の対象になりません。 申請日時点で店舗等を営業している必要があります。

【申請について】

Q10	申請書類等は、どこで入手できますか。
A10	申請様式や必要書類については、長門市のホームページからダウンロードが可能です。

Q11	申請は先着順ですか。
A11	先着順とさせていただきます。予算に達した場合はメールの受信日時を基準に判定させていただきます。

Q12	申請は、1事業者につき1回限りとなっているが、本店と支店がある場合の取り扱いはどうなるのか。
A12	複数の店舗・事務所がある場合は、まとめて申請してください。

Q13	他の補助金と併用して申請できますか。
A13	できますが、補助金として受領又は申請している額を差し引いた額が補助対象経費となります。

Q14	独立行政法人中小企業基盤整備機構が実施する「中小企業省力化投資補助事業」についてどうやったら確認できますか。
A14	下記のウェブサイトをご確認ください。 https://shoryokuka.smrj.go.jp/

Q15	補助対象機器の導入や設置工事はいつからできるのですか。
A15	導入、設置工事は交付決定日以降に行ってください。交付決定は申請後14日程度で行います。 なお、交付決定日以前に購入手続き等を行ったものは対象外となりますので、ご注意ください。

Q16	設置工事等が終わった場合はどのようにしたらいいですか。
A16	事業完了から30日以内もしくは令和8年3月2日のどちらか早い日までに支払と実績報告書の提出をしてください。

【補助対象となる経費及び機器等について】

Q17	消費税は対象となりますか。
A17	補助対象経費は「消費税及び地方消費税額」を除いた額となります。

Q18	中古品やリース費用は補助の対象となりますか。
A18	補助の対象となりません。

Q19	既に導入している機器の更新、入れ替え、増設は対象になりますか？
A19	対象となります。

Q20	申請者と発注先の購入・施工事業者が同一でも対象となりますか。
A20	対象となりません。 また、申請者の親会社、子会社などの関連会社（申請者と資本関係（連結決算等）のある会社、役職員を兼任している会社、代表者の三親等以内の親族が経営する会社等）との取引に係る経費についても対象となりませんのでご注意下さい。

Q21	セルフオーダーシステムを導入したいと思ってます。機器とセットで必要なタブレット端末の購入をしようと思っておりますが、対象となりますか。 対象となる場合、システム機器20万円タブレット端末8万円×4台を購入しようと思っておりますが、いくら補助されますか。
A21	汎用性があり、他の用途に転用可能なものは本来対象外ですが、導入と併せて必要な機器と判断された場合に限り機器の購入費用の2/3を上限として対象になります。 53,000円（80,000円（税抜）×2/3※1,000円未満切り捨て）がタブレット端末の対象経費となります。 ≪補助対象経費≫システム機器200,000円+タブレット端末対象経費53,000円×4台=412,000円 ≪補助額≫412,000円×2/3（補助率）=274,000円となります。

Q22	車の購入は対象になりますか。
A22	対象となりません。車両・船舶などの構造上人が乗って使用する機器は対象外となります。 例) 自動車・船舶・乗用農機具・電動カート・フォークリフト等

Q23	補助対象経費の支払いをクレジットカードで支払った場合は対象となりますか。
A23	対象となります。ただし、実績報告書の提出日までに銀行口座からの引き落としが確認できるものが必要になります。また、支払を証する書類として以下の①～③の資料の提出が必要です。 ①請求書等（請求元、内容、請求額の記載があるもの） ②カード会社からの明細 ③口座から引き落とされたことがわかる書類（通帳の写し等）

Q24	補助対象経費を、ポイントを利用して支払った場合は対象となりますか。
A24	対象となりません。 法定通貨以外（例：仮想通貨、商品券、ポイントなど）を利用して支払った場合には、その利用された金額分を除いて補助対象経費を算出する必要があります。